

国土交通省及び農林水産省は、「名古屋第4地方合同庁舎整備等事業」について、令和4年1月31日付けで事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により当該事業契約の内容をここに公表する。

令和4年2月9日

国土交通省	中部地方整備局長	堀田 治
農林水産省	東海農政局長	小林 勝利

# 「名古屋第4地方合同庁舎整備等事業」に係る 事業契約の内容について

## 1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称 名古屋第4地方合同庁舎  
立地 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目6-2

## 2. 選定事業者の商号又は名称

所在地 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
商号 名古屋ミノマール株式会社  
代表者 代表取締役 鈴木 隆博

## 3. 公共施設等の整備等の内容

名古屋第4地方合同庁舎及び外構の施設整備業務（事業敷地内の既存建物及び地下存置物等の解体撤去を含む。）及び維持管理・運営業務

## 4. 契約期間

令和4年1月31日から令和18年3月31日まで

## 5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する名古屋第4地方合同庁舎整備等事業に係る事業契約（以下「事業契約」という。）の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

### （国の解除権）

**第81条** 国は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における次の各号の一に該当することが本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、第3章第5節第65条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行しないとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本契約に違反したとき。

2 国は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があ

- ったとき、事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- 三 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき。
- 四 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 五 事業者が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- 六 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。
- 七 本契約に関し、選定企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は選定企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業に対し、独占禁止法第7条の2(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 八 本契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が選定企業又は選定企業が構成事業者である事業者団体(本号及び次号において「選定企業等」という。)に対して行われたときは、選定企業等に対する命令で確定したものをいい、選定企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令のすべてが確定した場合における当該命令をいい、以下「排除措置命令」という。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 九 納付命令又は排除措置命令により選定企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が選定企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)中に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 十 本契約に関し、選定企業の役員又は使用人等について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。
- 十一 基本協定書第5条第3項の規定に従って本事業の落札者が国に対して差し入れた、基本協定書別紙3の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成員がいずれかの表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
- 十二 第1章第2節第10条第1項の規定に違反して、本契約に基づく権利につき、第三者に譲渡したとき。
- 十三 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に、本契約に基づく権利を譲渡したとき。

- 十四 本施設又は施設整備業務に係る成果物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が当該本施設又は施設整備業務を除却した上で再び整備しなければ、本契約の目的を達することができないものであるとき。
- 十五 事業者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 十六 事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 十七 本施設若しくは施設整備業務に係る成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 十八 前各号に掲げる場合のほか、事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、国が前項の催告をしても本契約の目的を達するに足りる履行がされる見込みがないと明らかに認められるとき。
- 十九 事業者が、第 83 条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 二十 事業者が、第 3 章第 1 節第 42 条に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 二十一 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないとき。
- 二十二 事業者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 第 15 条、第 17 条又は第 47 条による委任又は請負に係る契約に当たり、事業者はその相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を第 15 条、第 17 条又は第 47 条による委任又は請負に係る契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、国が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 二十三 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により本契約上の事業者の重大な義務を不履行したとき。
- 3 国は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。この場合において事業者は、国が被った損害を賠償しなければならない。
- 一 国は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において国が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、国が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

- 二 国は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において国が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し国が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
- 4 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第2項第六号に該当する場合とみなす。
- 一 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第2項各号に掲げる事項が国の責めに帰すべき事由によるものであるときは、国は、当該条項に基づく本契約の解除をすることができない。

#### **（国の任意による解除）**

**第82条** 国は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他国が必要と認める場合には、180日以上前に事業者にその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

#### **（事業者の解除権）**

- 第83条** 事業者は、国が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。
- 一 第2章第37条により本件工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超える場合には、180日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - 二 国が本契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
  - 三 国が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。
  - 四 国が、第3章第1節第42条に違反し、その違反により本契約の履行が不能となったとき。
- 3 第1項又は第2項各号に掲げる事項が事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、事業者は、当該条項に基づく本契約の解除をすることができない。

#### **（法令等の変更等又は不可抗力による解除）**

- 第84条** 国は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
  - 二 事業者が本事業を継続するために、国が過分の費用を要するとき。
- 2 国は、前項の場合において、事業者と協議の上、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。
- 一 国は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において国が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、国が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

二 国は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において国が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し、国が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

**（事業者の帰責事由による契約解除の効力）**

**第85条** 国は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、第1節第81条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合又は同条第4項の適用がある場合には、以下の各号の措置をとる。

一 国は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 国は、建設中の本施設の出来形部分（既存建物等の解体撤去業務の完了部分を含む。以下本節において同じ。）並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。

三 国は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

四 国は、前号の支払金銭については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上、定める。

ア 国が定めた期日（ただし、令和18年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額を違約金として、国の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項の規定により本契約が解除された場合

二 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、国の請求に基づき、前項に規定する本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額のほか、本件工事費等の合計額の100分の5に相当する額を違約金として、国の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第1節第81条第2項第七号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 第1節第81条第2項第八号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第十号に規定する刑に係る確定判決において、事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 第1節第81条第2項第十号に該当する場合であって、同項第七号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

四 第1節第81条第2項第十号に該当する場合であって、事業者が中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行ったとき。

4 国は、前2項の場合において、第2章第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。

5 事業者は、本契約の履行を理由として、第2項及び第3項に定める違約金を、免れることができない。

6 国は、第2項及び第3項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

#### (国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力)

**第86条** 事業者が、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、第1節第83条により本契約を解除する場合には、国に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

2 国は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に第1節第82条又は第1節第83条により国又は事業者が本契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。

一 国は、本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。

二 国は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金(これにかかる消費税等を含む)及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 国は、第二号の支払金銭については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上、定める。

ア 国が定めた期日(ただし、令和18年4月30日を超えない。)までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 国は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、国は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

#### (法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

**第87条** 国は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、第1節第84条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 国は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 国は、本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得及び保持する。

三 国は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金(これにかかる消費税等を含む)及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

四 国は、前号の支払金銭については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上、定める。

ア 国が定めた期日(ただし、令和18年4月30日を超えない。)までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第2章第35条第4項又は第2章第36条第3項がそれぞれ適用されるものとし、国は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

**(事業者の帰責事由による契約解除の効力)**

**第88条** 国は、本施設の引渡し以降（引渡日を含まない。以下本節において同じ。）において、第1節第81条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合又は同条第4項の適用がある場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 国は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 国は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 国は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 国は、第二号による金銭の支払については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上、定める。

ア 国が定めた期日（ただし、令和18年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 事業者は、前項の場合において、契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額を違約金として、国から契約解除の通知を受けてから直ちに国へ支払わなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、国の請求に基づき、前項に規定する契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額のほか、契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の100分の5に相当する額を違約金として、国の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第1節第81条第2項第七号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 第1節第81条第2項第八号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第十号に規定する刑に係る確定判決において、事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 第1節第81条第2項第十号に該当する場合であって、同項第七号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

四 第1節第81条第2項第十号に該当する場合であって、事業者が中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行ったとき。

4 事業者は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることはできない。

5 国は、第2項及び第3項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。



**(国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力)**

**第89条** 事業者は、本施設の引渡し以降において、第1節第83条により本契約を解除する場合には、国に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

2 国は、本施設の引渡し以降において、第1節第82条又は第1節第83条により国又は事業者が本契約を解除した場合、次の各号に掲げる措置をとる。

一 国は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額及びこれに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

二 国は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額に相当する金額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 国は、第一号による金銭の支払については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上、定める。

ア 国が定めた期日（ただし、令和18年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 国は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、国は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

**(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)**

**第90条** 国は、本施設の引渡し以降において、第1節第84条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 国は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 国は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 国は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 国は、第二号による金銭の支払については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、国は事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上、定める。

ア 国が定めた期日（ただし、令和18年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第2章第35条第4項又は第2章第36条第3項がそれぞれ適用されるものとし、国は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

## 6. 契約金額

15,977,665,118 円 (税込)

## 7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

### (期間満了による終了)

**第91条** 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、令和 18 年 3 月 31 日をもって終了する。

2 国は、前項に定める終了日の 1 年前に、本施設が業務要求水準書及び事業計画書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始する。

### (契約終了時の事務)

**第92条** 国は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約の終了した日から 10 日以内に、事業用地又は本施設の現況を確認することができる。この場合において、事業用地又は本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、国は事業者に対してその修補を請求することができる。

2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を国に通知しなければならない。この場合において、国は、当該通知を受領した日から 10 日以内に修補の完了の検査を行う。

3 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、事業用地又は本施設に、事業者又は選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、国の確認を受けなければならない。

4 国は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、国が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、事業者は、国の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、国の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、国又は国の指示する者に、本契約の終了に係る維持管理・運營業務の必要な引き継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。

6 本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第 1 節第 82 条又は第 1 節第 83 条に係る本契約終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。

7 事業者は、本契約終了後も、本条に規定する事務が終了するまでは、解散してはならず、存続しなければならない。

### (共用部備品の所有権移転)

**第93条** 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、共用部備品を現状有姿で国に引渡し、その所有権その他の権利を国に移転する。ただし、国が事業者に共用部備品の撤去を求めた場合、事業者は国と協議のうえ、自らの費用と責任において共用部備品を撤去するものとする。なお、本項の規定にかかわらず、事業者は維持管理・運営期間中、事業契約書等に従い、共用部備品を適切に管理及び更新しなければならない。

2 国は、前項に基づき所有権移転を受ける場合は、共用部備品を確認の上、当該備品に係る事業費（運営費の内数）のうち、本契約終了時点における残額を本章第3節に規定された支払と合せて支払う。ただし、本契約の終了が不可抗力による場合であって、事業者が保険金を受領し、又は受領する場合には、国は当該保険金額を控除した金額を事業者に対して支払うことができる。

**(保全義務)**

**第94条** 事業者は、契約解除の通知の日から第2節第85条第1項第二号、第2節第86条第2項第一号及び第2節第87条第1項第二号による引渡し又は第92条第5項による維持管理・運営業務の引継ぎ完了のときまで、自己の費用負担により本施設の出来形部分又は本施設について必要な維持保全に努めなければならない。

**(関係資料等の返還)**

**第95条** 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、関係資料又は貸与図面等の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は貸与図面等を国に返還しなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、関係資料又は貸与図面等が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

**(関係書類の引渡し等)**

**第96条** 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、国が合理的に要求するものを、国に対して引き渡す。

2 国は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。